

別表1 構造設備基準

- 1 施設は、隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。
- 2 施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。

この場合、施設の床面積（Q）は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数（n）に応じ、次式により算出した面積（㎡）以上であることが望ましいこと。

$$Q \text{ (㎡)} = 5.5 + 1.2n$$

- 3 施設は、採光、照明及び換気が十分行える構造であること。
- 4 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる換気設備を有すること。
- 5 施設内の床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること。
また、床面は排水及び清掃が容易に行える構造であること。
- 6 施設内には、流水式手洗設備を設け、石けん又は消毒薬を常備すること。
- 7 水洗いにより洗濯する機械（以下「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する施設には、60℃以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- 8 施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。
- 9 施設内に食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。
- 10 施設内には、廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。